

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣真矢 外

被告 国

代理人意見陳述要旨

2022(令和4)年3月22日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟復代理人

弁護士 油原麻帆

原告ら代理人は、次のとおり、意見を陳述いたします。

法律上同性のカップルに婚姻を認めない本件規定は、憲法14条1項の平等原則に違反し違憲です。

被告である国は、本件規定について、憲法24条1項が「異性間の人的結合関係のみを対象とすることを明文で定め」法律上同性のカップルを対象とすることを想定していない以上、当然、平等原則違反の問題にもならないと主張します。

しかし、先ほど樋田弁護士が述べたとおり、憲法24条1項は、法律上同性のカップルに対しても婚姻の自由を保障しています。また、憲法が、個人の尊厳や基本的人権の尊重を基本原理としている以上、婚姻の自由を保障する24条1項と人権全般について平等原則を定める14条1項の問題は、それぞれの観点から検討すべきです。憲法25条と14条がそれぞれ別個に審査された堀木訴訟や、国籍法違憲判決、再婚禁止期間違憲判決など過去の裁判例の多くもそのような考え方をとってきました。

したがって、被告の主張には全く理由がありません。

また、本件規定は、憲法14条1項後段に列挙された「性別」ないし「社会的身分」、そして性自認や性的指向といった自らの意思や努力で変えることのできない事由に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

基づく差別であり、憲法14条1項に違反するか否かの判断は、慎重かつ厳格に行わなければいけません。

これに対し、被告は、「同性と結婚ができないのは男も女も変わらない」、「本件規定は、性的指向や性自認を婚姻の要件として明記していない」として、別異取扱いの存在自体を否定しています。

しかし、私たちが問題にしているのは、結婚したいと望む相手が自分と同じ法律上の「性」か否かによって、婚姻ができるか決まるという意味での「区別」であり、男性一般と女性一般の間で差別があるかを問題としているものではありません。また、結婚を望む相手が自分と同じ法律上の「性」か否かということは、その人の性自認や性的指向によって決まります。被告の「性的指向や性自認を婚姻の要件として明記していない」という主張は的外れで反論になっていません。

被告は意図的に原告の主張と噛み合わない主張でごまかそうとしますが、本件規定に性別や性自認及び性的指向に基づく差別が存在していることは明らかです。

また被告は、婚姻や家族に関する事項は憲法24条2項により、法律で具体化することが要請されるとした上で、制度をどのような内容にするかは、伝統や国民感情を配慮して立法府に広い裁量権があり、法律婚の制度から同性カップルを排除することも裁量の範囲に含まれると反論しています。

たしかに、婚姻や家族は身近な制度として、伝統や国民感情への配慮が重要な場面もあります。しかし、かつて日本では、個人よりも家を、女性よりも男性を上置くという伝統や国民感情をもとにした婚姻制度をつくり、人々を苦しめてきました。この反省から、自らの生き方にもかかわる婚姻や家族の制度こそ、伝統や国民感情よりも、まず、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」、そして婚姻の自由が保障されるべきです。家族制度に関する再婚禁止期間違憲判決や婚外子法定相続分差別違憲判決も、そのような考え方に基づいています。

また、この裁判で私たちが最も強く問うてるのは、法律婚という重要な制度全体から、法律上同性の相手との婚姻を望む人が排除されていること、「門戸規制」の不当性

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

です。原告をはじめとする同性婚を望む人は、たとえ法律婚をしている夫婦と何ら変わらない愛情や信頼で結ばれていようとも、婚姻を望む相手が自分と同じ法律上の性だというただその一点のみで、その関係性について婚姻制度の入口に立つことすら許されません。門前払いのような現状を放置しておいてよいはずがありません。

そもそも、被告が主張する「国民感情」の「国民」に、同性婚を望む国民の感情は含まれないのでしょうか。婚姻したくてもできない同性カップルの困難や、同性間の婚姻制度が存在しないが故に、自身の性自認や性的指向が「普通じゃない」「おかしい」と苦悩してきた当事者の切実な訴えは、この裁判のみならず、全国で訴えられてきたはずです。抽象的で曖昧な伝統や国民感情を引き合いに出したり、2019年6月3日に同性婚法制化のための民法改正案が出されても現在までの約3年間、実質的審議が全くない状況であるにもかかわらず、民主的なプロセスに委ねるべき、つまりは立法府がその気になるまで待て、という被告の主張は、今、婚姻できずに困難を抱える当事者に対して、あまりにも酷であると同時に、その存在を無視し、その訴えに耳を貸そうとしない差別そのものにほかなりません。

被告である国がこのような態度を頑なに続ける以上、裁判所には司法により、本件規定が14条1項をはじめとする憲法に違反し、これは人権侵害であるということとをぜひとも明らかにしていただきたいと思います。